

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第10号

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3第13号中「出産の日後8週間」を「出産の日以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。